

施策名	目標 10－3 特定復興再生拠点等の整備										担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室							
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画に沿って、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月					
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域、及び特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域の復興及び再生を推進する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処							
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)																			
・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)2. (1) ・福島復興再生基本方針(改定)(令和5年7月28日)第2部 第4 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)1. (2)② ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1. (1)③ ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)4. (2)																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成						
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
	1	特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)	0	H29年度	6	R5年度	0	3	6	－	－	－	－	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。	○				
	2	特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計)	0	H29年度	6	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。	－				
	3	特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)	0	R5年度	5	R11年度	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。	－				
	4	特定帰還居住区域における解体工事完了町村数(累計)	0	R5年度	5	R11年度	－	－	－	－	－	－	－	・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。	－				

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、令和5年度には富岡町、飯館村の避難指示解除がなされ、6町村全ての特定復興再生拠点で避難指示解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。 なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和6年度において飯館村、葛尾村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。 令和7年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の5市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定されており、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しているところ。南相馬市も除染や家屋等の解体に向けた準備を進めているところ。引き続き、着実に取り組みを進めていくことが必要。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	測定指標①: 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に必要な範囲の除染は完了しており、目標値を達成している。 測定指標②: 長期目標であり、特定復興再生拠点区域の計画に沿って関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体を着実に進めていく。 測定指標③④: 令和5年12月から特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体を開始し、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、内閣総理大臣に認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、すでに避難指示解除済の町村においても、新たに家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続し、地元住民の安心・安全の確保をはかる。また、内閣総理大臣により認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。		
		【測定指標】	特定復興再生拠点区域の避難指示解除に必要な範囲の除染は完了しているため、次期目標において、測定指標①は設定しない。測定指標②については、長期目標であり、特定復興再生拠点区域の計画に沿って関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体を着実に進めていく必要があることから測定指標を継続して設定する。 特定帰還居住区域については、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な除染や家屋等の解体を継続する必要があることから、測定目標③④については継続する。 【継続】2特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計) 【継続】3特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計) 【継続】4特定帰還居住区域における解体工事完了市町村数(累計)		
学識経験を有する者の知見の活用		—	SDGs目標との関係	【主な目標】 将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められる区域である特定復興再生拠点区域において、避難指示解除に必要な除染や家屋等の解体を行い、6町村すべての特定復興再生拠点区域で避難指示解除がなされた。また、特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還気居住区域については、昨年計画が認定された大熊町、双葉町において除染や家屋等の解体に着手している。当該事業により、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域において、除染や家屋等の解体を行うことにより、福島県の住民が、健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子供を安心して生み、育てることができる生活環境を実現することに貢献した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			